
プロジェクト リース

項目 第 452 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 452 回企業会計基準委員会（2021 年 2 月 25 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

単体財務諸表における取扱いについて

2. 財務諸表利用者の立場からは、関連する法規との関係も重要であるが、取引の経済的実態をとらえて国際的な整合性を図ることはより重要である。
3. 我が国においては、連結会社間の財務資源の移転に実質的な制約がある場合が多いため、企業の負債分析や費用構造を分析する場合においては、親に債務があるのか子会社に債務があるのかといった資金偏在の問題等も分析する必要がある。そのため、連結財務諸表だけでなく親会社やグループを形成する子会社の単体財務諸表を分析することが多い。また、M&A において、買収先の単体財務諸表しか入手できない場合も多く、連結財務諸表と単体財務諸表の取扱いが異なることは、我が国の企業を分析する上で望ましいことではない。国際的な比較可能性や関連諸法規との利害調整が議論の中心になりがちであるが、利用者にとって、単体財務諸表の分析が有用であることについても議論すべきである。
4. リースにおいては、民法（賃貸借）との利害調整を図る必要があることが、他の会計基準の開発と比べ特徴的であるように思う。よく専門家の意見を聞き、総合的に判断する必要がある。
5. 法律が会計を参考にする場合、取引の実態を判断するためと思われる。連結財務諸表の取扱いが取引の実態をより表すものであるとすると、仮に単体財務諸表の取扱いを存置したとしても、法律への影響という意味では解決しない。
6. 法律には法律の論理があり、会計基準が変更された場合でも、法律は必要に応じて対応を図るものとする。法律との関係に過度に拘る必要はないものとする。
7. 事務局から連結財務諸表と単体財務諸表に異なる基準を適用する場合の問題点が挙げられているが、IFRS の任意適用会社において連結財務諸表と単体財務諸表で異なる会計基準を適用していても、問題は生じていないのではないかと。

審議事項(4)-4

8. 単体財務諸表における注記を大幅に簡素化する場合、当該単体財務諸表は「完全な1組の財務諸表」とはいえなくなるのではないか。

以 上